

特別養護老人ホーム扶桑苑 入所申込説明書（令和5年1月22日改訂）

このたびは特別養護老人ホーム扶桑苑への入所をご希望いただき誠にありがとうございます。お申込みに当たって当施設の概要をご説明いたします。ご確認のうえ申込書のご提出をお願い申し上げます。

1・入所可能な方

介護認定調査において要介護3～要介護5までの方が利用する事ができます。（要介護1、2の方であっても、一定の条件を満たし、保険者の承認を受けられれば、特例で利用可能。）しかし常時、医療行為を必要とされる方は入所できない場合があります。

2・受け入れ可能な医療対応（目安）

病院とは異なる施設です。常勤の医師や看護師が24時間体制で配置されていません。様々な状態がありますが具体的には下記の事項をご参考ください。※施設の状況等により、変更はございます。

・胃ろうによる経管栄養 ・在宅酸素療法 ・膀胱留置（バルーン）カテーテル

注）その他の医療行為も相談させていただきます。

3・医療協力体制について

医療体制は以下の様になっております。

・嘱託医師 大川外科胃腸科クリニック（非常勤） ・協力精神科医 犬山病院
・協力病院 さくら総合病院 ・協力歯科 木下歯科

※上記以外の通院、入院についてはご家族のご協力が必要です。

4・お部屋は3タイプ（個室、2人・4人部屋）がございます。

どのお部屋も、多床室（2人・4人部屋）での料金となります。ご入所者様の意向通りのお部屋にならない場合もございますのでご容赦くださいませ。

5・入所は優先度を判断し入所します。

平成15年4月～特別養護老人ホームの入所は申し込む順ではなく、優先順となっています。

優先入所につきましては愛知県の指導に基づいて『尾北地区特別養護老人ホーム入所指針』により行います。また、優先度が高くても同居者の状況（性別・認知症の症状等）を判断し順位がやむなく変わる場合もありますのでご了承ください。

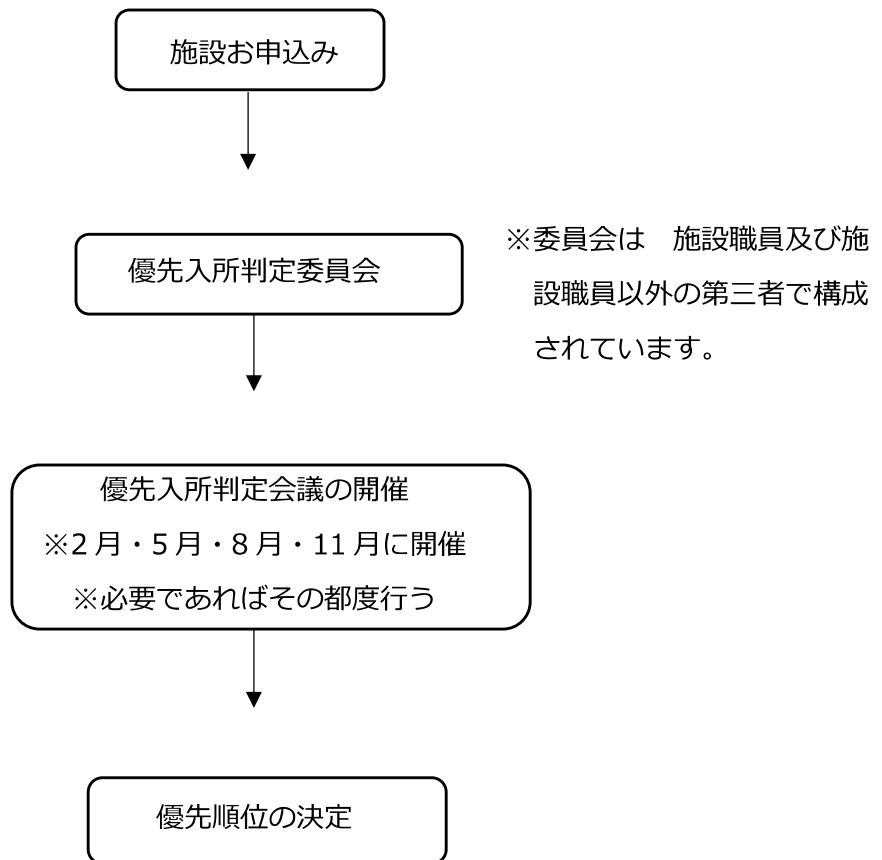
6・入所申し込み後に状況が変わった場合は速やかにご連絡ください。

利用者（介護度の変更や心身状況の変化）、家族（主介護者の状況の変化）、住宅事情など変化があった場合は速やかにご連絡ください。



優先入所について

優先入所の方法について簡単にご説明いたします。



※順位は優先入所判定会議の都度、更新されます。

※申し込み後に申込者の状態に変化がある場合はご連絡ください。ご連絡がない場合は申込書に従い優先性を評価いたします。